

千里金蘭大学大学院学則

[令和3(2021)年12月22日制定]

第1章 総則

(目的)

第1条 千里金蘭大学大学院（以下「本大学院」という。）は、学術の理論及び応用を教授研究し、その深奥を極めるとともに、高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を培い、社会・文化の進展に寄与することを目的とする。

(自己点検・評価)

第2条 本大学院に、教育研究水準の向上を図り、前条の目的及び社会的使命を達成するため、教育研究活動等の状況について、自ら点検及び評価を行う。

2 前項の点検及び評価に関する必要な事項は、別に定める。

第2章 組織及び標準修業年限

(課程)

第3条 本大学院に修士課程を置く。

(研究科、専攻、定員及びその目的)

第4条 本大学院に研究科及び専攻を置き、入学定員及び収容定員を次のとおりとする。

研究科	専攻	課程	入学定員	収容定員
看護学研究科	看護学専攻	修士課程	6名	12名

2 看護学研究科では、学部段階の教育で養成された看護学分野の基礎的かつ基本的な資質能力の習得を前提として、専門性の一層の向上を図るための深い知的学識の涵養と基礎的な研究能力を培う教育を通じて、高度の専門性が求められる看護活動を担うために必要とされる理論的かつ実践的な能力及び看護実践において創造的な役割を果たすための応用的な能力を有する看護職者を養成することを目的とする。

(修業年限)

第5条 本大学院の修業年限は、2年とする。

(在学年限)

第6条 学生は、4年を超えて在学することはできない。

(長期にわたる教育課程の履修)

第7条 第5条の規定にかかわらず、3年又は4年にわたり計画的に教育課程を履修し、課程を修了することを希望する学生が、その旨を申し出たときは、研究科委員会の議を経て、学長がこれを認めることがある。

第3章 学年、学期及び休業日

(学 年)

第8条 学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(学 期)

第9条 学年を分けて次の2学期とする。

前期 4月1日から9月20日まで

後期 9月21日から翌年3月31日まで

(休業日)

第10条 休業日は、次のとおりとする。

- (1) 日曜日
 - (2) 土曜日
 - (3) 国民の祝日に関する法律に定める休日
 - (4) 学園創立記念日（5月2日）
 - (5) 夏季、冬季、春季休業に関しては、別に定める本大学院の学年暦による
- 2 学長が必要と認めたときは、前項の休業日を変更し、又は臨時の休業日を定めることができる。
- 3 学長が必要と認めたときは、休業日においても臨時の授業日を設けることができる。

第4章 入 学

(入学の時期)

第11条 入学の時期は、4月とする。

- 2 前項にかかわらず、特別の必要があり、かつ教育上支障がないときは、学年の途中においても、学期の区分に従い、学生を入学させることができる。

(入学資格)

第12条 本大学院に入学することのできる者は、次の各号の一に該当する者とする。

- (1) 学校教育法第83条に定める大学を卒業した者
- (2) 独立行政法人大学改革支援・学位授与機構から学士の学位を授与された者
- (3) 外国において、学校教育における16年の課程を修了した者
- (4) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより、当該外国の学校教育における16年の課程を修了した者
- (5) 我が国において、外国の大学の課程（その修了者が当該外国の学校教育における16年の課程を修了したとされるものに限る。）を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者
- (6) 専修学校の専門課程（修業年限が4年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。）で文部科学大臣が別に指定するもの

を文部科学大臣が定める日以後に修了した者

(7) 文部科学大臣の指定した者

(8) その他、本大学院において、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、22歳に達した者

(入学の出願)

第13条 本大学院への入学を志願する者は、本大学院所定の入学願書に入学検定料及び別に定める書類を添えて、指定の期日までに提出しなければならない。

(入学者の選考)

第14条 前条の入学志願者については、別に定めるところによる選考を行い、研究科委員会の議を経て学長が合格者を決定する。

(入学手続き及び入学許可)

第15条 前条の選考の結果に基づき合格の通知を受けた者は、指定の期日までに本大学院所定の書類を提出するとともに、所定の入学金等を納入しなければならない。

2 学長は、前項の入学手続きを完了した者に入学を許可する。

第5章 休学、復学、退学及び除籍

(休 学)

第16条 疾病その他やむを得ない事由により2ヵ月以上修学することができない者は、学長の許可を得て休学することができる。

2 学長は、疾病等のため修学することが適当でないと認められる者に対して、休学を命ずることができる。

(休学期間)

第17条 休学期間は、1年以内とする。ただし、特別の事由がある場合は、学長の許可を得て、1年の範囲内で期間を延長することができる。

2 休学期間は、通算して2年を超えることができない。

3 休学期間は、在学年限に算入しない。

(復 学)

第18条 休学の期間が満了したとき、又は休学期間中にその事由が消滅したときは、学長の許可を得て復学することができる。

(退 学)

第19条 退学しようとする者は、学長の許可を得なければならない。

(除 籍)

第20条 次の各号の一に該当する者は、学長が除籍する。

(1) 授業料等の納入を怠り、督促を受けてもなお納入しない者

(2) 第6条に定める在学年限を超えた者

(3) 第17条第2項に定める休学期間を超えた者

- (4) 長期間にわたり行方不明の者

第6章 再入学、転入学

(再入学)

第21条 本大学院に再入学を志願する者があるときは、欠員のある場合に限り、研究科委員会の議を経て学長がこれを許可することがある。

- 2 前項により再入学を許可された者の既修得単位の取扱い及び在学年限については、研究科委員会の意見を聴いて、学長が定める。

(転入学)

第22条 他の大学院に在学する者で、本大学院に転入学を志願する者があるときは、欠員のある場合に限り、研究科委員会の議を経て学長がこれを許可することがある。

- 2 前項により転入学を志願する者は、所属大学院の学長又は研究科長の許可書を得ていなければならない。

第7章 教育課程及び履修方法等

(授業科目)

第23条 授業科目、単位数及び履修方法等は、別表第1のとおりとする。

(授業期間)

第24条 1年間の授業を行う期間は、試験等の期間を含め、35週にわたることを原則とする。

(教育方法の特例)

第25条 本大学院においては、教育上特別の必要があると認められる場合には、夜間その他特定の時間又は時期において授業又は研究指導を行う等の適当な方法により教育を行うことができる。

(単位の計算方法)

第26条 授業科目の単位数は、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、次の基準により計算する。

- (1) 講義及び演習については、15時間から30時間までの範囲で本大学院が定める時間の授業をもって1単位とする。
 - (2) 実験、実習及び実技については、30時間から45時間までの範囲で本大学院が定める時間の授業をもって1単位とする。
 - (3) 1の授業科目について、講義、演習、実験又は実習のうち2以上の方法により行なう場合については、その組み合わせに応じ、前2号に規定する基準により算定した時間の授業をもって1単位とする。
- 2 本大学院は、文部科学大臣が別に定めるところにより、前項に規定する講義、演習、実験、実習及び実技による授業を、多様なメディアを高度に利用して、当該

授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる。

(単位の授与)

第 27 条 授業科目を履修し、所定の試験に合格した者には、所定の単位を与える。

(学修の評価)

第 28 条 授業科目の成績は、秀 (100～90 点)、優 (89～80 点)、良 (79～70 点)、可 (69～60 点) 及び不可 (60 点未満) をもってあらわし、秀、優、良及び可を合格とする。

(他の大学院における授業科目の履修)

第 29 条 本大学院において、学生に対して教育上有益と認めたときは、他大学の大学院とあらかじめ協議のうえ、当該他大学の大学院の授業科目を履修させることができる。

- 2 前項により学生が修得した授業科目の単位は、10 単位を超えない範囲で本大学院における科目の履修により修得したものとみなすことができる。

(入学前の既修得単位の認定)

第 30 条 本大学院において、学生に対して教育上有益と認めたときは、本大学院入学以前に大学院において履修した授業科目について修得した単位 (科目等履修生として修得した単位を含む。) を本大学院入学後の本大学院における科目の履修により修得したものとみなすことができる。

- 2 前項により修得したものとみなすことができる単位数は、本大学院において修得した単位以外のものについては、前条第 2 項の規定により修得した単位と合わせて 10 単位を超えないものとする。

第 8 章 課程の修了及び学位の授与

(課程の修了)

第 31 条 本大学院に 2 年以上在学し、所定の科目を 30 単位以上修得し、かつ必要な研究指導を受けたうえ、学位論文の審査及び最終試験に合格した者に対し、研究科委員会の議を経て学長が修了を認定する。

(学位の授与)

第 32 条 学長は、修了の認定を受けた者に対して、修士の学位を授与する。

- 2 修士の学位の授与に関し必要な事項は、別に定める。

第 9 章 教員組織及び研究科委員会等

(教員組織)

第 33 条 本大学院に、教授、准教授、講師及び助教を置く。

- 2 本大学院における授業科目の担当は、本大学院の教授、准教授、講師、助教及び非常勤講師が行う。

3 本大学院における研究指導は、本大学院の教授、准教授及び講師が行う。
(研究科長)

第 34 条 本大学院に、研究科長を置く。

2 研究科長は、研究科に関する校務をつかさどる。
(研究科委員会)

第 35 条 本大学院の教育研究に関する事項を審議するため、研究科委員会を置く。

2 研究科委員会に関する事項は、別に定める。
(大学協議会)

第 36 条 本大学院に関する重要事項を審議する機関として、大学協議会を置く。

2 大学協議会に関する事項は、別に定める。

第 10 章 賞 罰

(表 彰)

第 37 条 本大学院の学生として表彰に値する行為があった者は、研究科委員会の議を経て学長が表彰することができる。

(懲 戒)

第 38 条 本大学院の規則に違反し、又は学生としての本分に反する行為をした者は、研究科委員会の議を経て学長が懲戒する。

2 前項の懲戒の種類は、退学、停学及び訓告とする。

3 前項の退学は、次の各号の一に該当する者に対して行う。

(1) 性行不良で改善の見込みがないと認められる者

(2) 学業を怠り成業の見込みがないと認められる者

(3) 正当な事由がなく出席常でない者

(4) 本大学院の秩序を乱し、その他学生としての本分に著しく反した者

第 11 章 科目等履修生、研究生及び研修生

(科目等履修生)

第 39 条 本大学院において行う一部の授業科目の履修を志望する者があるときは、本大学院の教育研究に支障がない場合に限り、選考のうえ、研究科委員会の議を経て、学長が科目等履修生として履修を許可することがある。

2 科目等履修生に関する必要な事項は、別に定める。

(研究生)

第 40 条 本大学院において、特定の専門事項について研究することを志望する者があるときは、本大学院の教育研究に支障がない場合に限り、選考のうえ、研究科委員会の議を経て、学長が研究生として入学を許可することがある。

2 研究生に関する必要な事項は、別に定める。

(研修生)

第 41 条 大学その他の団体から、その所属する職員に特定の専門事項について研修させるため、本大学院に派遣の申し出があるときは、本大学院の教育研究に支障がない場合に限り、研究科委員会の議を経て、学長が研修生として入学を許可することがある。

第 12 章 入学金及び授業料等

(入学金及び授業料等)

第 42 条 本大学院の入学検定料、入学金及び授業料等は、別表第 2 のとおりとする。

(授業料等の納入)

第 43 条 授業料等は、次の 2 期に分けて納入しなければならない。

前期：4 月 20 日まで

後期：10 月 15 日まで

- 2 新入学生の入学時における入学金及び授業料等は、入学手続き要項に定める期日までに納入しなければならない。
- 3 納入した入学検定料及び入学金は、その事由の如何にかかわらず返還しない。
- 4 修業年限を超えて在学している者の在籍料は、1 学期につき 40,000 円とする。
- 5 前項に該当する者のうち、すでに修業年限分の授業料等を納入している者については、履修する授業科目について、1 単位につき 20,000 円を納入するものとする。なお、その合計金額が当該履修期間の授業料等を上回る場合は、当該期間の正規の授業料等を納入するものとする。

(転入学、再入学、退学、休学、復学及び除籍の場合の授業料等)

第 44 条 休学中は、授業料等の納入は免除する。ただし、休学中は、1 学期につき 40,000 円の在籍料を納入しなければならない。

- 2 各学期の途中で退学し、又は除籍された者の当該学期分の授業料等は返還しない。
- 3 前 2 項に規定するもののほか、本条見出しの授業料等の納入方法については、千里金蘭大学「学費等納付金に関する規程」その他に準拠する。

第 13 章 雑 則

(雑 則)

第 45 条 この学則に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

(改 廃)

第 46 条 この学則の改廃は、研究科委員会及び大学協議会の議を経て、学長が行う。ただし、理事会の議を経て承認を得なければならない。

附 則

この学則は、令和 4（2022）年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この学則は、令和 6（2024）年 4 月 1 日から施行する。ただし、別表第 1 については、令和 5（2023）年度以前の入学生にも適用することとし、入学年度による適用範囲については別に定める。

附 則

この学則は、令和 7（2025）年 4 月 1 日から施行する。

別表第 1 (第 23 条関係)

看護学研究科 看護学専攻 (修士課程)

区分	授業科目	履修区分／単位数		配当年次	備考
		必修	選択		
基盤科目	ヘルスケアシステム特論	2		1	6 単位 以上
	医療安全特論		2	1	
	保健統計特論		2	1	
	医療情報特論		2	1	
共通科目	組織管理・医療倫理特論		2	2	8 単位 以上
	看護理論特論		2	1	
	臨床病態生理学特論		2	1	
	フィジカルアセスメント特論		2	1	
	臨床推論特論		2	1	
	臨床薬理学特論		2	1	
	疾病・臨床病態特論		2	1	
	看護栄養学特論		2	1	
科目領域	看護キャリア特論		2	1	4 単位 以上
	看護キャリア演習		2	1	
	看護システム特論		2	1	
	看護システム演習		2	1	
	広域看護学特論		2	1	
	広域看護学演習		2	1	
	移植医療学特論		2	1	
	移植医療システム特論		2	1	
科目研究	アカデミックスキル	2		1	12 単位 以上
	看護研究方法論	2		1	
	看護特別研究	8		1・2	

[履修方法]

1. 「領域科目」においては、4 領域のうち 1 領域を選択し、当該領域の特論科目 1 科目 2 単位及び同一領域の演習科目 1 科目 2 単位の計 4 単位以上を取得すること。
2. 必修科目 14 単位以上、選択科目 16 単位以上、合計 30 単位以上を取得すること。

別表第 2（第 42 条関係）

（単位 円）

研究科 区分	看護学研究科
入学検定料	30,000
入学金	200,000
授業料	600,000
教育充実費	100,000